

○ 労災保険率 - (平成30年4月1日改定) -

事業の種類 の分類	業種番号	事業の種類	平成30・31年度共通 (確定保険料・概算保険料 の計算に使用)	事業の種類 の分類	業種番号	事業の種類	平成30・31年度共通 (確定保険料・概算保険料 の計算に使用)
林業	02又は03	林業	60/1,000	製造業	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18/1,000		52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38/1,000		53	鋳物業	16/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	88/1,000		54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金属製造業及びめっき業を除く。)	10/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16/1,000		63	洋食器、刃物、手工具又は一般金属製品製造業(めっき業を除く。)	6.5/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000		55	めっき業	7/1,000
	25	採石業	49/1,000		56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000		57	電気機械器具製造業	2.5/1,000
建設事業	31	水力発電施設、隧道等新設事業	62/1,000		58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000		59	船舶製造又は修理業	23/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000		60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	
	35	建設事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5/1,000	61	その他の製造業	6.5/1,000	
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000	運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5/1,000		72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000		73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9/1,000
74	港湾荷役業	13/1,000	81		電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	
製造業	41	食料品製造業	6/1,000	その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000		91	清掃、火葬又は屠畜の事業	13/1,000
	44	木材又は木製品製造業	14/1,000		93	ビルメンテナンス業	5.5/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5/1,000		96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000		97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000		98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000		99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000		94	その他の各種事業	3/1,000
	62	陶磁器製品製造業	18/1,000		90	船舶所有者の事業	47/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1,000				
50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5/1,000					

○ 雇用保険率 - (平成29年4月1日改定) -

事業の種類	平成30・31年度共通 (確定・概算保険料の計算に使用)		
			①+② 保険率
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000
農林水産※・清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	12/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。